

7 豊監発第 96 号

令和7年11月11日

請求人

(略)

豊島区監査委員 小 沼 博 靖

同 中 川 貞 枝

同 鈴 木 利 治

同 細 川 正 博

豊島区職員措置請求について（通知）

令和7年9月17日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、区が災害対策要員宿舎として賃借したマンションに区長が入居するのは違法・不当だとして、区が支出した賃借料の返還等を求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に適示する必要がある。

ある。

区は、非常災害時における災害対策業務の調整又は情報連絡等に関する業務、並びに平常時における夜間休日等の小災害応急活動にかかる業務に従事するための職員(以下「災害対策要員」という。)を置き、さらに、豊島区災害対策要員宿舎の設置及び管理に関する要綱(以下「要綱」という。)により、災害対策要員その他災害応急対策活動の中核的業務に従事する職員及びその家族を居住させるため、災害対策要員宿舎(以下「災対宿舎」という。)を設置している。災対宿舎への入居者は要綱第4条により、①災害対策要員、②災害対策要員の班長、③防災危機管理課長の職にある者(ただし管理者が災対宿舎に入居する必要がないと認める場合を除く)、④豊島区災害対策本部本部長室に所属すべき職員で、管理者が特に必要あると認めるもの(以下「災対本部職員」という。)と定められており、豊島区災害対策本部長を務める区長は、この④の規定により令和5年11月末から災対宿舎に入居している。区長、副区長、部長等の災対本部職員が災対宿舎に入居した際の使用料は、令和2年10月1日付け要綱改正から「管理者が認めた場合」という規定をもとに無料としてきたが、令和5年8月1日付けで要綱を改正し、要綱第5条第1項(4)に「無料」と明文化されている。

この点、請求人は、区長の災対宿舎への入居は、若手職員等の区内居住・災害即応確保の制度趣旨から逸脱している、災対宿舎入居者の範囲を定めた規定に反している、グレードの著しく高い物件の必要性が乏しい、条例にない実質的な住居手当であり給与条例主義の潜脱であるなど違法・不当であると主張する。

1 災対宿舎の制度趣旨について

区は、災対宿舎に災害対策業務に従事する職員及びその家族を居住させることで、発災時に迅速かつ的確な対応を可能としている。豊島区災害対策本部長を務める区長は、発災時や危機管理事象発生時に、災害対策本部において迅速に指揮命令する必要があることから、区役所に近接する災対宿舎に入居することは合理的であると解されるところ、請求人は、災対宿舎は若手職員の区内居住促進と災害時の即応体制の確保が制度趣旨である、あるいは、災対宿舎への

入居決定に際し裁量権の逸脱・濫用があるという請求人の見解を述べるにとどまり、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に適示しているとは認められない。

2 災対宿舎の入居者について

前述のとおり要綱第4条により入居者の範囲を定めているところ、請求人は、要綱第4条で規定する入居者の対象は「職員」であり、「職員」に特別職たる区長は含まれず、災対宿舎の入居者の対象外であると主張する。「職員」に特別職が含まれないとの請求人の主張の根拠は不明であるが、災対宿舎の入居者の範囲を確認したところ、豊島区災害対策本部条例(昭和38年条例第12号)第2条第3項に「本部長室及び部に属すべき本部の職員は、豊島区規則で定める。」とされ、豊島区災害対策本部条例施行規則(平成2年規則第49号)第2条に定める本部長室の構成に災害対策本部長が含まれているため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)により災害対策本部長に充てられる区長は、災対宿舎の入居者の範囲に含まれると解される。

3 災対宿舎のグレードについて

予備的調査によると、令和7年9月現在の災対宿舎は37戸あり、区所有の4戸を除いた残り33戸について民間賃貸住宅を借り上げ、区が家賃等の賃借料を支払っている。区長の入居する災対宿舎の賃借料については、住居の特定につながるという理由から正確な額は明らかにされていないが、家賃水準として月額15万円から20万円の範囲にあり、民間から借り上げている災対宿舎33戸中8戸が同じ家賃水準の範囲にある。また、区役所から近接した地域に立地していること、区長という職責を踏まえたセキュリティ対策が確保されていること及び家賃の経済性等を考慮して区長の災対宿舎を決定している。宿舎が立地する地域環境や区役所からの距離、セキュリティ対策の状況等により家賃水準について一概に論じられないところ、請求人の、他宿舎と著しくグレード・賃料水準が異なる物件であるとの主張は、請求人の主観に基づ

いた主張を述べるにとどまり、これをもって、区長の入居する災対宿舍の賃料の支払いが違法・不当であるとする事由を主張・疎明しているものとは認められない。

4 給与条例主義について

法第204条の2により、普通地方公共団体の職員に対する給与その他の給付については、法律又は法律に基づく条例に基づくことを要する。一方、区長の災対宿舍の賃借料は、要綱に基づき入居し支出されているものであるが、前述のとおり、災害対策本部長を務める区長は、発災時や危機管理事象発生時に災害対策本部において迅速に指揮命令する必要があることから、区役所に近接した地域の災対宿舍に入居しているものであり、区長であることの対価として住居費等の給付を受けているものではないと解される。

したがって、請求人が違法・不当であると主張するいずれも、区の財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に適示しているものとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法であるため、同条第5項に定める監査を実施しない。